

入院時の食事代等に関するご案内

令和8年5月吉日

2026年6月1日より入院時の食事代および居住費が変更となりますのでご案内いたします。
今般の食材費および光熱水費の高騰等を踏まえ、厚生労働省の制度改正により、負担額が見直されたことによる変更となります。なお、値上げ金額は全医療機関共通となります。

ご理解の程、宜しく願いいたします。

入院時食事療養費（食事代）の標準負担額

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額(1食あたり) 令和8年5月31日迄		令和8年6月から
一般	一般	510円		550円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者II	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円	220円
該当なし	低所得者I	110円		130円

入院時生活療養費・生活療養（食事代・光熱水費）標準負担額

65歳以上の患者		標準負担額 令和8年5月31日迄		令和8年6月から	
		食費 (1食)	光熱水費 (1日)	食費 (1食)	光熱水費 (1日)
一般		510円	370円	550円	430円
低所得者II	過去1年間の入院期間が90日以内	240円		270円	
	過去1年間の入院期間が90日超	190円		220円	
低所得者I		140円		160円	